



凡例

- 行政界
- 市街化区域
- 市街化調整区域
- 市街化区域のうち住宅が建築不可の区域
- 市街化区域(市街化区域のうち住宅が建築不可の区域を除く)から1.1kmの範囲
- 都市計画法第34条第11号の条例第5条第1号及び第2号に該当する土地の区域

縮尺: 1/50,000



詳細については都市計画課窓口でご確認ください。

令和6年4月1日作成